

# 東京工業大学 すすかけ台キャンパス学内保育所運営の業務委託に関する公募要領

## 1. 業務名

国立大学法人東京工業大学 すすかけ台キャンパス学内保育所運営業務

## 2. 業務の目的

国立大学法人東京工業大学（以下、「本学」という。）では、職員・学生の子が保育所に入所できない待機児となり、業務・学業の遂行に支障もたらされていることに鑑み、平成 29 年 4 月に、大岡山キャンパスに学内保育所を開設した。今般、すすかけ台キャンパス内にも学内保育所を開設する予定である。女性研究者の産後復帰時に待機児となってしまう乳児の他、本学の国際化を推進して優秀な人材の交流を活発化するために海外からの赴任を含め、職員の着任時に帯同する子や、留学生の子や外国からの短期滞在研究者の子等を受け入れる学内保育所である。委託する業務は、この保育所の開設準備及び運営に係る業務である。

## 3. 業務内容

下記施設において、仕様書（別紙 1）に基づき、学内保育所の開設準備及び運営を行う。

所在地： 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 S3 棟 101 号室

形態： 認可外保育所

定員： 6 名（学年ごとの定員は定めない）

利用対象児： 本学が利用を決定した子（詳細は【参考】に記載してある）

0 歳児（生後 57 日から）～未就学児

開設年月日： 令和 6 年秋頃（予定）

### 【参考】

本学が子の利用（入園）を決定する条件：

以下の全てを満たす子

- ・ 本学教職員，学生，又は，本学で研究する日本学術振興会特別研究員と同居している。
- ・ 自身の居住自治体で「子ども・子育て支援新制度 支給認定（3号認定）」申請を行って「保育標準時間認定」を受けている。
- ・ 居住自治体に「公的な保育施設の利用希望」を出しているにも拘らず、利用許可が出ていない（入園に至らなかった）こと。

または、外国または国内遠方から本学に短期（3か月以内）滞在する研究者が帯同する子  
実際に在籍する子供の数： 下記から予想される数

大岡山キャンパスにある学内保育所（大学枠）の 2023 年 7 月までの実績

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2017	0歳児	1	1	1	1	3	3	3	4	4	4	4	4
	1歳児	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2018	0歳児	0	1	1	1	4	4	4	4	5	5	6	6
	1歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2019	0歳児	3	3	3	3	3	3	4	5	5	5	5	5
	1歳児	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2020	0歳児	0	0	0	0	1	2	2	2	2	4	4	4
	1歳児	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2021	0歳児	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2
	1歳児	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	0歳児	0	0	0	0	1	1	1	1	1	3	3	3
	1歳児	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2歳児	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2023	0歳児	2	2	2	3								
	1歳児	0	0	1	1								
	2歳児	0	0	0	0								

#### 4. 委託費

保育所開設準備に係る費用：応募者からの提案により、委託契約時に決定する。

助言及び協議・提出書類作成等に関わる事務費・人件費、および、

在園児＝「0歳児・1歳児 併せて3名」を想定した際に最低限必要な保育所消耗品を購入費

保育運営年額：応募者からの提案により、委託契約時に決定する。

応募者は、以下のいずれかを選択して額を提案すること。

- ・年度ごと一定額（初年度は「開設月～3月までの月数」／12を乗する。）
- ・在籍児数に連動する額
- ・上記2つの組み合わせ
- ・その他（考え方を説明してください）

## 5. 業務委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

委託契約更新3年ごととし、初回は上記の通りとする。

※委託契約の満了日の18か月前までに委託契約の更新の是非を決定するものとする。

## 6. 応募資格

以下の全てを満たすこと。

- (1) 横浜市内及び近都県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）で認可保育施設、東京都認証保育所及び他の地方自治体におけるそれに準ずる保育施設、又は自治体が認可した地域型保育事業による保育施設を運営している法人であること。
- (2) これまでに、保育事業運営に関する重大な指導又は勧告等を受けていないこと。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者でないこと及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。
- (4) 国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則（平成16年4月1日細則第16号）第10、11条に該当しない者であること。
- (5) 国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止の取扱要項（平成19年10月19日制定）により 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 7. 説明会

- (1) 保育所設置の目的や予想される在園児について十分に理解してもらうため、下記の日時に説明会を開催するので参加すること。説明会終了後、保育所設置予定場所の見学も実施する。  
日時： 令和5年9月20日（水）14時～15時（質疑応答を含む）  
場所： 本学すずかけ台キャンパス 会議室は、説明会参加申し込み時に連絡する。
- (2) 説明会参加者の所属・職名・氏名を、9月19日（火）17時までに、下記「12. 本件に関する窓口」へメールで連絡すること。

## 8. 応募方法

- (1) 以下の書類を提出すること
  - 1) 学内保育所運営の業務委託に関する応募申込書（様式1に必要事項を記載したもの）及び、保育所運営提案書（様式1の2ページ目に記載の事項について）
  - 2) 商業/法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
  - 3) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）

#### 4) 納税証明書

##### ア 納税額、未納税額等の証明

(直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの)

##### イ 滞納処分を受けたことがないことの証明(直近3か年分)

#### 5) 会社/法人案内等

#### 6) 保育所運営に関する実績等を説明する資料 (様式2に必要事項を記載したもの)

#### 7) 保育所指導監査結果の写し(直近に実施した1施設分)

#### 8) 第三者評価結果(実施した場合のみ、直近に実施した1施設分)

### (2) 書類提出方法

提出期限: 令和5年10月3日(火)17時(必着)

提出方法: 全てpdfファイル(ロックを掛けず、文字検索を可能としておくこと)として、  
メール添付またはクラウドファイルサーバー経由にて提出

提出先: wlbsupport@jim.titech.ac.jp

書類提出後、2営業日以内に本学から書類受領の連絡がない場合は、「12. 本件に関する窓口」に電話で受領の確認をすること。

(3) 本公募に関する質問は、下記「12. 本件に関する窓口」まで、メールで行うこと。寄せられた質問についてはメールで回答するほか、公平性を担保するために、ホームページに掲載する。

質問受付期間 令和5年9月6日(水)～9月27日(水)17時

### (4) その他

- ・提出書類については、提出後の追加及び変更を認めない。
- ・応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ・応募後に何らかの事情により応募を取りやめる場合は、速やかに上記メールアドレスに連絡するとともに、「12. 本件に関する窓口」に電話連絡すること。

## 9. 提案の審査に関する事項

(1) 審査方法 以下の2段階審査を行う。

1. 書類審査: 提出書類により、ヒアリング審査を実施する応募者を選定する。

2. ヒアリング審査: 書類審査通過者は、指定の日時に本学にて、以下の事項について15分程度の説明(プレゼンテーション)を行う。

- ・自社の事業内容: 事業の安定性・継続性
- ・自社の理念・体制: 事業を行う上で特に留意していることなど
- ・保育士等職員の育成について、どのようなプログラムを設けているかなど

※保育所開設準備にかかる業務実績があれば、簡潔に記載のこと

提出書類内容及びプレゼンテーション内容について、ヒアリング審査を実施し、それらを総合的に評価の上、業務受託者候補を選定し推薦順位を付す。

## (2) 審査基準

主に、十分な保育士の確保ができるか、研修・教育は行っているか、子ども・子育て関連3法及び本学の開設目的を十分に理解しているか、保育所運営実績、安全管理体制等について

(注) 子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

## (3) 審査結果連絡

書類審査結果は令和5年10月6日（金）までに、ヒアリング審査結果は令和5年10月16日（月）までに、メールで通知する。

## (4) 決定方法

推薦順位第1位から順に、本学と保育所開設に向けた協議を行い、協議が成立した事業者を業務受託者として決定する。決定した受託者より推薦順位が下位の候補者には、上位者の受託が決定した旨を通知する。

## (5) 業務受託者の公表

業務受託者として決定した法人は公表し、それ以外の応募法人は非公開とする。

## 10. 契約締結

9. (4)の協議の結果、受託者として決定した場合は、本学と業務委託契約を締結するものとする。次年度の保育運営に関わる委託費は、前年度の実際に掛かった費用及び物価等を考慮して、双方協議で決定する。年度途中で委託費が変更となる場合も、同様に、本学と受託者間で委託費を確認する。

### 11. 契約までのスケジュール

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 公募開始     | 令和5年9月6日（水）           |
| (2) 説明会      | 令和5年9月20日（水）14時～15時   |
| (3) 応募書類提出期限 | 令和5年10月3日（火）17時（必着）   |
| (4) 書類審査     | 令和5年10月4日（水）～10月6日（金） |
| (5) ヒアリング審査  | 令和5年10月9-13日          |
| (6) 審査結果の通知  | 令和5年10月16日（月）まで       |
| (7) 契約締結     | 受託者決定後の早い時期           |

## 12. 本件に関する窓口

国立大学法人東京工業大学

ダイバーシティ推進室 ワークライフ両立支援部門（担当：吉富，今村，寺西）

住所 〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 S6-2 南6号館4階

電話：03-5734-7617

メールアドレス：wlbsupport@jim.titech.ac.jp

本件に関する問合せは必ずメールで行うこと。

なお、応募内容に係る質問については、8.（3）参照。

すずかけ台キャンパス学内保育所運營業務に関する応募申込書

令和 年 月 日

国立大学法人東京工業大学 学長 殿

所在地

法人の名称

代表者役職

代表者氏名

下記のとおり、応募に係る書類を添えて、「国立大学法人東京工業大学すずかけ台キャンパス学内保育所運營業務」に応募いたします。

記

添付書類 (pdf ファイル)

1. 保育所運営提案書 (項目は次ページ)
2. 商業/法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 写し
3. 決算報告書 (直近 3 年間)
4. 納税証明書
5. 会社/法人案内等
6. 保育所運営に関する実績等を説明する資料 (様式 2)
7. 保育所指導監査結果の写し (直近に実施した 1 施設分)
8. 第三者評価結果 (実施した場合のみ, 直近に実施した 1 施設分)

担当者連絡先

部署名・職名 :

氏名 (フリガナ) :

住所 :

電話番号 :

Fax 番号 :

E-mail アドレス :

## 保育所運営提案書

応募書類「保育所運営提案書」は、以下についてご提案ください。(1)～(4)は、それぞれ2000文字以内でお願いします。

(1) 保育内容：

- ・仕様書に従い、日々の保育計画を提案してください。在籍児年齢別でも、全体でも結構です。

(2) 職員配置等：

- ・保育士、看護師、施設長をどのように配置する予定かについて提案してください。
- ・年度初め(4-7月ごろ)は在籍児0人となる可能性があります。特に、在籍児が増えた場合の職員確保をどのように行う予定かを具体的に提案してください。

(3) 給食等の提供(調理済みのものを外部から購入していただくことではございません)：

- ・献立をどのように決めていくか、食材等の入手方法の予定について提案してください。
- ・特に、宗教的な制約(ハラール食)への対応について、具体的に提案してください。

(4) 保健・医療体制、環境・安全管理

- ・作成する「急病やケガが発生した際のマニュアル」「事故防止、事故対応マニュアル」および「緊急対応マニュアル」の概要を提案してください。
- ・それらをどのように保育士等に徹底させるのかについて提案してください。

(5) 委託費の提案

- ・保育所開設準備に係る費用：

助言及び協議・提出書類作成等に関わる事務費・人件費：

在園児＝「0歳児・1歳児 併せて3名」を想定した際に最低限必要な保育所消耗品の購入費

(詳細は説明会で説明する)：

- ・保育運営：以下のいずれかを選択して額を提案してください。

- 年度ごと一定額(初年度は「開設月～3月までの月数」/12を乗する。)
- 在籍児数に連動する額
- 上記2つの組み合わせ
- その他(考え方を説明してください)



